

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 1 3 号 平成 2 7 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 1 2 5 号 岩国市防災学習館条例

議案第 1 2 6 号 岩国市文化芸術振興条例

議案第 1 3 0 号 岩国市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び岩国市消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 1 3 1 号 岩国市税条例等の一部を改正する条例

議案第 1 3 4 号 いわくに消防防災センター新築建築工事請負契約の一部変更について

議案第 1 3 9 号 岩国地区消防組規約の変更に関する協議について

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 1 号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める  
意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 1 2 5 号 岩国市防災学習館条例の審査におきまして、

委員中から、「他都市にある同様な施設のパンフレットには、日本語だけでなく、外国語が併記されているものがあるが、どういったものを作成する予定なのか。また、館内の各施設における音声による説明などにおいても、日本語だけでなく、外国語に対応したものとすべきではないか」との質疑があり、

当局より、「現在作成しているパンフレットは、館内を案内するための簡易的なものであるため、外国語表記を含めた多くの情報を掲載することは難しいのではないかと考えている。また、防災シアターや体験コーナーにおける来館者への音声による案内は、日本語のみの対応となるが、今後の施設利用者の状況を勘案しながら、外国語の導入について検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員中から、「下関市では消防防災学習館に愛称をつけて、施設に対する親しみが増すよう工夫されているようだが、本市においてもキャラクターを考案するなど、施設の愛称を募集する考えはないのか」との質疑があり、

当局より、「愛称の募集については、昨年 1 2 月に実施したが、施設そのものになじみが少なかったためか、応募数が少なく、決定には至らなかった。施設開館後には、改めて愛称の募集をしてまいりたい」との答弁がありました。

さらに、委員中から、「本市で発生した大規模災害としては、平成 1 7 年度の台風 1 4 号等があるが、現在の小学生は、当時の被害を直接体験していないことから、災害の風化が懸念される。本施設を活用することにより、災害の恐ろしさを伝えていく必要があるのではないか」との質疑があり、

当局より、「施設内に設置する防災シアターにおいて、岩国市の過去の災害についても紹

介することとしており、それらを通じて啓発に努めたい」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 岩国市文化芸術振興条例の審査におきまして、

委員中から、「本条例の制定により具体的に何が変わるのか、また、市民にとって端的にわかる最初の動きはどういったものなのか」との質疑があり、

当局より、「文化とは、長い歴史や精神風土で育まれたものであり、本条例を通じ、岩国市民のアイデンティティーを確立し、岩国ならではの文化芸術を教育やまちづくりなどへつなげることで、文化芸術創造都市の実現に取り組みたいと考えている。具体的には、本条例と並行して、基本計画の策定及び、文化芸術創造都市宣言を年度内に行う予定としている」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「そういった計画の策定や宣言を行う上でも、財政上の措置を適切に講ずることが必要なのではないか」との質疑があり、

当局より、「計画に実効性を持たせるためにも、本条例の制定を通じて、市、市民、関係団体との役割、文化の継承・共有、文化芸術活動に対する支援や担い手の育成などが定められるので、それらを推進していく財政的な措置を講ずることとなる」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。